

## 別添 1

### 【新型コロナウイルス感染症が終息するまでの暫定的な試合・審判法】（抜粋）

1. 新型コロナウイルス感染症が終息するまでは暫定的な試合・審判法を感染状況等踏まえながら、大会毎に大会実施要項に定める。
2. 試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。
3. 試合者は、鏝競り合いを避ける。接触した瞬間の引き技、及び体当たりからの技（発声を含む）は認める。やむを得ず鏝競り合いとなった場合、試合者はただちに分かれる。審判員は鏝競り合いを解消しない場合には、ただちに「分かれ」を宣告する。また、1) 意図的な「時間空費」2) 「防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為は、試合審判規則第1条に則り反則と判断する。」この問題については、審判員の裁量だけで解決するのは困難であるため、事前に試合者に対して、十分に指導、徹底することが必要である。

#### [上記3における解説及び統一事項]

##### ①「分かれ」→「始め」の宣告の仕方

- ・審判員は選手の先取りをして移動する。特に主審は先取りをしないと試合者の中央で「分かれ」を宣告することが困難になる。状況により「分かれ」の宣告が試合者の中央で宣告できない場合もあるが「始め」の宣告は必ず両試合者の中央の